

お得意様各位

平成 22 年 3 月吉日
株式会社マースネットワークス
代表取締役社長 古宮哲

「資金決済に関する法律」施行に伴う弊社システムへの影響について

謹啓 貴社ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、平成 22 年 4 月 1 日より、現行の「前払式証票の規制等に関する法律(プリカ法)」に代わる法令として、「資金決済に関する法律(資金決済法)」が施行されます。

資金決済法施行により現在ご利用いただいております弊社サイクルカード(コイン)システムへの影響等々について、金融庁などにご相談しながら調査、検討してまいりましたので、状況についてご報告いたします。

弊社では、今後ともホール様にとっても遊技客の方々にとっても利便性の高いシステムの提供を推進しながら、コンプライアンスを遵守し、より一層のサービス向上に努めてまいります。引き続き倍旧のご厚情を賜りたく、切にお願い申し上げます。

謹白

記

1. 資金決済法の目的

プリペイドカードなどの前払式支払手段が多様化する中で、現在のプリカ法は時代の趨勢に合わない面も出てきています。その中で情報通信技術等の進展への対応と時代の趨勢に応じた制度の整備をするために、今回新しい法令が作られました。大きな変更点は下記の通りです。

- ① サーバー型の前払式支払手段を法令の適用範囲とする
- ② 自家発行者に対する監督規定の整備を行う
- ③ 情報安全管理措置などを定める
- ④ 原則払戻しは禁止し、払戻しを認める場合を明確化(発行額の 20%以内 残高の 5%以内 etc)

2. 自家型前払式支払手段発行者の義務

自家型前払式支払手段を発行する者には、主たるところで下記の義務が発生します。

- ① 「届出」義務(未使用残高が 1,000 万円を超える場合)
- ② 「供託」義務(未使用残高が 1,000 万円を超える場合、その 1/2 以上の金額)
- ③ 「表示」義務(名称、支払可能金額、使用期限、相談窓口所在地・連絡先)
- ④ 「保有者への払戻し」義務(業務の全部又は一部を廃止した場合)
- ⑤ 情報の「安全管理」に関する義務

※弊社システムは自家型前払式支払手段に分類され、業界特有の第三者管理という形態をとっています。

3. 資金決済法の適用範囲

前払式支払手段であっても、資金決済法第 4 条に定められた下記のいずれかに該当するものは適用除外となります。

- ① 乗車券、入場券
- ② 使用期間が発行の日から 6 ヶ月以内
- ③ 国又は地方公共団体が発行するもの
- ④ 法律により直接に設立された法人や、政令で定める法人が発行するもの
- ⑤ 専ら発行する者の従業員に対して発行されるもの

- ⑥ 割賦販売法その他の法律で前受金の保全措置が講じられている取引に係るもの
- ⑦ 利用者のために商行為となる取引においてのみ使用することとされているもの

4. 弊社システムへの影響

法令の適用となると前項2. にあります“発行者の義務”が発生するため、ホール様に過大な負担がかかる可能性がございますが、**弊社システムにおいてはカードの有効期限が6ヶ月以内であるため、資金決済法第4条2項の適用除外要件に該当し、法令の適用外となりますので、これまで通りご利用いただけます。**

サイクルカード … 有効期限が当日限り。
ワンデーカード … 有効期限が6ヶ月以内であるため法令の適用外となります。
サイクルコイン

サイクルメンバーズカード … 有効期限は原則当日限り。最大で有効期限90日間。
(会員カード) … 有効期限が6ヶ月以内であるため法令の適用外となります。

*会員カードの残高の有効期限は最大で90日間とさせていただきます。

*お助け処理につきましては、消費者保護のため、6ヶ月以内の対応であれば問題ありません。

5. 主な弊社の対応について

①有効期限等について

- ・サイクルカード(コイン)、ワンデーカードについては、原則当日限り有効の運用といたします。
- ・会員カードについては、残高の有効期限を最大90日間の運用とし、お助け処理については最大で+90日の6ヶ月(180日)を超えない運用といたします。

②前払式支払手段への表示義務について

弊社がご提供するカードについては、平成22年4月1日以降に作成分より、カード表面に「相談窓口」として、店舗名・住所・電話番号を記載いたします。

*法令の適用外なので、表示義務はありませんが、弊社システムでは極力法令に則った運用をいたします。ホール様におかれましては、ご理解、ご協力の程よろしくお願いいたします。

6. お客様(遊技客)への対応について

弊社サイクルカード(コイン)システムは、資金決済法の適用外となりますので、**これまで通り安心してご利用いただけます。**また既にお使いのカード(コイン)につきましては、そのままご使用いただいて問題ありません。4月作成分よりご留意いただくようお願いいたします。

*会員カードの残高の有効期限は、店舗様によって異なる場合もありますが、これまで通り最大で90日間とさせていただきます。これまでの各店舗様の会員の方々への告知内容等々を鑑み、店内掲示等により会員の方々へ周知するなどの対応が必要になる場合もありますのでご注意ください。

ま と め

以上のように資金決済法により弊社システムが大きな影響を受けることはありませんが、ホール様に留意いただく点や、店舗様の状況によっては遊技客の方々にお知らせいただきたい事項もございます。内容をご理解の上、ご対応いただけますようご協力の程よろしくお願いいたします。

なお、店内告知用にご利用いただけるポスター等のサンプルをご用意いたしました。ご利用を希望されるお客様は、弊社ホームページ(URL: <http://www.mars-net.co.jp/>) 問い合わせフォームより「ホール様名」「お電話番号」をご入力の上、お問い合わせください。

ご不明な点等がありましたら、弊社(株)マースネットワークス担当者(TEL: 042-340-5770)又は(株)マースエンジニアリング各営業所担当者までお問合せください。

以上